

議第32号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。